

国家税務総局
《非居住者企業所得税査定徴収管理弁法》の印刷公布に関する通知
国税発[2010]19号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局、地方税務局：

非居住者企業所得税査定徴収工作进行を規範化するために、税務総局は《非居住者企業所得税査定徴収管理弁法》を制定し、ここに皆に印刷公布するので、従って執行願いたい。執行中に発見した問題は速やかに税務総局（国際税務司）にフィードバック願いたい。

国家税務総局

二〇一〇年二月二十日

非居住者企業所得税査定徴収管理弁法

第一条 非居住者企業所得税査定徴収工作进行を規範化するために、《中華人民共和國企業所得税法》（以下、企業所得税法という）及びその実施条例及び《中華人民共和國稅收徴収管理法》（以下、稅收征管法という）及びその実施細則に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 本弁法は企業所得税法第三条第二項で規定する非居住者企業に適用し、外国企業常駐代表機構の企業所得税査定方法は関連規定に従って処理する。

第三条 非居住者企業は稅收征管法及び関連法律法規に従って帳簿を設け、合法・有効な証憑に基づいて記帳し、計算を行わなければならない、その実際に履行する機能と負うリスクが釣り合うという原則に従って、正確に課税所得額を計算し、事実に基づいて企業所得税を申告納付しなければならない。

第四条 非居住者企業が會計帳簿が整っておらず、資料が不足して検査が難しい、またはその他の原因により正確に計算しそして事実に基づいてその課税所得額を申告することができない場合、稅務機關は以下の方法を採用してその課税所得額を査定する権限を有する。

（一）収入総額に応じて課税所得額を査定：収入を正確に計算することができるが、正確にコスト費用を計算することができない非居住者企業に適用する。計算公式は以下のとおり。

課税所得額=収入総額×稅務機關の査定を経た利益率

(二) コスト費用に応じて課税所得額を査定：正確にコスト費用を計算することができるが、正確に収入総額を計算することができない非居住者企業に適用する。計算公式は以下のとおり。

課税所得額=コスト費用総額/ (1-税務機関の査定を経た利益率) ×税務機関の査定を経た利益率

(三) 経費支出に応じて収入を換算して課税所得額を査定：正確に経費支出総額を計算することができるが、正確に収入総額及びコスト費用を計算することができない非居住者企業に適用する。計算公式：

課税所得額=経費支出総額/ (1-税務機関の査定を経た利益率-営業税税率) ×税務機関の査定を経た利益率

第五条 税務機関は以下の標準に従って非居住者企業の利益率を確定することができる。

(一) 工事作業の請負、設計及びコンサルティング役務に従事する場合、利益率を 15%-30% とする。

(二) 管理サービスに従事する場合、利益率は 30%-50% とする。

(三) その他の役務または役務以外の経営活動に従事する場合、利益率は 15% を下回らないものとする。

税務機関は根据があつて非居住者企業の実際利益率が明らかに上述の標準より高いと考える場合、上述の標準より更に高い利益率に従ってその課税所得額を査定することができる。

第六条 非居住者企業と中国居住者企業が機器設備または貨物の販売契約を締結し、同時に設備の据付、組立、技術訓練、指導、監督サービス等の役務を提供する場合、その貨物販売契約の中で上述の役務サービスの徴収費用金額を並べていない、または価格計算が不合理な場合、主管税務機関は実際の状況に基づいて、同一または近しい業務の価格計算標準を参照して役務収入を査定することができる。参照する標準がない場合、貨物販売契約総価格の 10% を下回らない原則を以って、非居住者企業の役務収入を確定する。

第七条 非居住者企業が中国国内顧客のために役務を提供して取得する収入は、凡そその提供するサービスが全て中国国内で発生する場合、全額を中国国内で申告し企業所得税を納付しなければならない。凡そその提供するサービスが同時に中国国内外で発生する場合、役務発生地原則で以ってその国内外収入を区分し、そしてその中国国内で取得した役務収入について企業所得税を申告納付しなければならない。税務機関はその国内外収入区分の合理性及び真実に疑義がある場合、非居住者企業に真実有効な証明を提供することを要求し、そして業務量、業務時間、コスト費用等の要素に基づいて合理的にその国内外収入を区分することができる。非居住者企業が真実有効な証明を提供することができない場合、

税務機関はその提供するサービス全部が中国国内で発生するとみなし、その役務収入を確定しそして企業所得税を徴収することができる。

第八条 査定徴収方式を採用して企業所得税を徴収する非居住者企業は、中国国内で異なる査定利益率の経営活動に従事し、そして課税所得を取得する場合、区分計算し且つ相応する利益率で企業所得税を計算納付しなければならない。凡そ区分計算できない場合、高い利益率を適用し、企業所得税を計算納付しなければならない。

第九条 査定徴収方式を採用しようとする非居住者企業は《非居住者企業所得税徴収方式鑑定表》（付属文書参照、以下《鑑定表》という）を記入して、主管税務機関に送付しなければならない。主管税務機関は企業が送付してきた《鑑定表》の適用業種及び適用する利益率に審査を行い、そして意見を書き込まなければならない。

審査を経て査定徴収条件に符合しない非居住者企業に対して、主管税務機関は企業が提出した《鑑定表》を受理してから15労働日以内に《税務事項通知書》を下達し、鑑定結果を企業に告知しなければならない。非居住者企業が上述期限内に《税務事項通知書》を受領しなかった場合、その徴収方式は認可されたものとみなされる。

第十条 税務機関は非居住者企業が査定徴収方式を採用して申告計算する課税所得額が真実でない、または明らかにその機能リスクとつりあわないことを発見した場合、調整する権限を有する。

第十一条 各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局及び地方税務局は本弁法第五条の規定に従って適用する査定利益率の幅を確定し、本弁法の規定に基づいて具体的操作規定を制定し、国家税務総局（国際税務司）に備案することができる。

第十二条 本弁法は公布日より施行する。

付属文書：非居住者企業所得税徴収方式鑑定表（略）

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／呉 明憲）